

令和7年度  
第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：令和8年3月25日（水） 10：00～15：00  
場 所：トーサイクラシックホール岩手 4階第2会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) いわて環境の森整備事業モニタリング調査報告について
- (2) 令和8年度県民参加の森林づくり促進事業企画採択に係る  
意見聴取について
- (3) その他

3 閉 会

# いわての森林づくり県民税事業評価委員会委員名簿

(令和8年3月25日現在)

氏名	役職名等	備考
阿部 記子	盛岡商工会議所 総務企画部副部長	御欠席
稲村 崇史	有限会社稲村製材所 取締役	
川田 昌代	岩手県環境アドバイザー	
國崎 貴嗣	岩手大学農学部 教授	
齋藤 健吾	株式会社齋藤商事 代表取締役	
佐藤 貴美子	いわての森林づくりコーディネーター	
野口 麻穂子	国立研究法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所 主任研究員	
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部 准教授	
三浦 奈緒美	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	御欠席
村田 和代	盛岡市中央公民館 社会教育指導員	

(五十音順)

1 委員 10名

2 任期 令和6年11月19日～令和8年11月18日

令和7年度第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会 県関係出席者名簿

役 職 等	氏 名	備 考
農林水産部 林務担当技監	砂 子 田 博	
林業振興課 総括課長	高 橋 幸 司	
振興担当課長	田 島 大	
主任主査	金 澤 亨	
主任主査	竹 原 久 美 子	
主任主査	澤 口 陽 平	
主 事	浅 沼 大 翔	
森林整備課 主任主査	似 内 智 明	
主任主査	菊 池 和 博	
主任主査	松 岡 幸 子	
森林保全課 特命課長	廣 田 紀 代 子	
林業技術センター 上席専門研究員	新 井 隆 介	
盛岡広域振興局林務部 主 査	松 尾 聡 恵	
県南広域振興局林務部 主 事	金 野 瑠 偉	
花巻農林振興センター 技 師	松 本 恭 子	
遠野農林振興センター 主査林業普及指導員	菊 池 緑	
一関農林振興センター 主任林業普及指導員	吉 崎 康 平	
沿岸広域振興局農林部 上席林業普及指導員	溝 上 賢 太 朗	
宮古農林振興センター林務室 技 師	宮 孝 輔	
岩泉林務出張所 上席林業普及指導員	笹 川 勉	
大船渡農林振興センター 主任行政専門員	萩 谷 義 久	
県北広域振興局林務部 主 事	瀧 音 幸 乃	
二戸農林振興センター林務室 技 師	川 崎 響 子	

## 令和7年度いわて環境の森整備事業（混交林誘導伐） モニタリング調査報告書

林業技術センター研究部

### 調査結果の概要

- 平成19年度から平成21年度まで県内8地区に11調査区を設置し、平成28年度（間伐7～9年後）まで毎年、植栽木等の成長と光環境・下層植生の変化を調査した。
- 平成29年度からは、抽出した地区において、調査を実施することとし、令和7年度は、拝峠と川目の2地区（各1調査区）で間伐16年後の調査を実施した。
- 2地区は、平成21年度に間伐が実施されており、樹種はスギ、間伐当時の林齢25～31年生、本数間伐率43.0～43.5%、材積間伐率19.6～34.5%であった。
- 植栽木（間伐残存木）は、間伐後も樹高、胸高直径が増加していた。
- 植栽木の密度管理指標を算出した結果、両地区とも混みすぎと判断され、特に川目地区では、樹冠長率が低くなっており、今後の成長の低下が懸念された。
- 階層構造の変化から、拝峠地区では間伐を実施したことにより低木層の増加が確認された。一方、川目地区では亜高木層以下の衰退が確認されたが、これは間伐による林内の光環境の改善が小さかったことや、シカの食害を受けたことによるものと考えられた。
- 林内の光環境は間伐1～2年後までに改善し、それに伴い下層植生の植被率は増加したが、時間経過とともに植栽木が成長し、間伐16年後には林内の光環境は間伐前に近い値となり、下層植生の植被率も低下した。

### 1 調査の背景・目的

混交林誘導伐は、手入れがされていない森林において、本数で概ね5割以上の間伐を行うことにより、針葉樹と広葉樹が入り混じった、公益的機能の高い森林に誘導することを目的としている。

林業技術センターでは、事業の効果を検証するため、平成19年度からモニタリング調査を行っている。

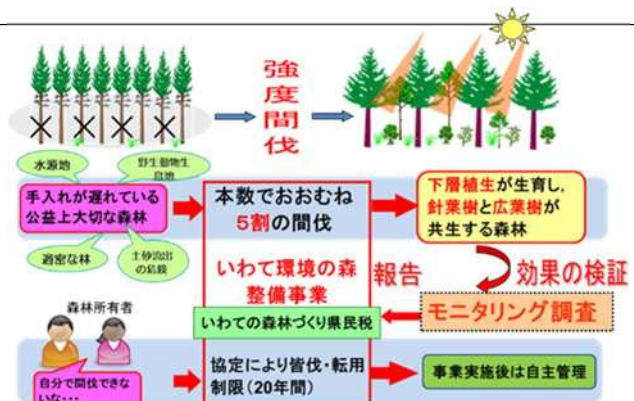


図-1 混交林誘導伐の事業内容とモニタリング調査の目的

### 2 調査箇所と調査方法

#### (1) 調査箇所の概況と位置

令和7年度は、拝峠と川目の2地区（各1調査区、ともにスギ林）で、調査を実施した。

表-1 モニタリング調査地一覧

設置・間伐年度	地区名	所在地	植栽樹種	間伐時林齢	調査区数
H19	赤沢	紫波町赤沢	スギ	49年	1
H19	達曽部	遠野市宮守町達曽部	スギ	26年	3
H19	玉崎	奥州市江刺区玉里	ヒノキ	33年	2
H20	夏井	久慈市夏井町	アカマツ	42年	1
H20	野黒沢	二戸市浄法寺町	カラマツ	43年	1
H20	根白	大船渡市三陸町吉浜	スギ	43年	1
H21	拝峠	花巻市東和町石鳩岡	スギ	25年	1
H21	川目	釜石市川目	スギ	31年	1



図-2 モニタリング調査地位置図

## (2) 調査方法

調査木の区分（図-3 右）ごとに異なる面積の調査区を設けて、①上層木調査（植栽木等の樹高・胸高直径の測定）、②下層植生調査（木本種の樹高・胸高直径の測定等）、③光環境調査を行った（図-3 左）。調査結果から、森林の密度管理指標として収量比数<sup>※1</sup>及び相対幹距比<sup>※2</sup>、樹冠長率<sup>※3</sup>、形状比<sup>※4</sup>を各々算出した。

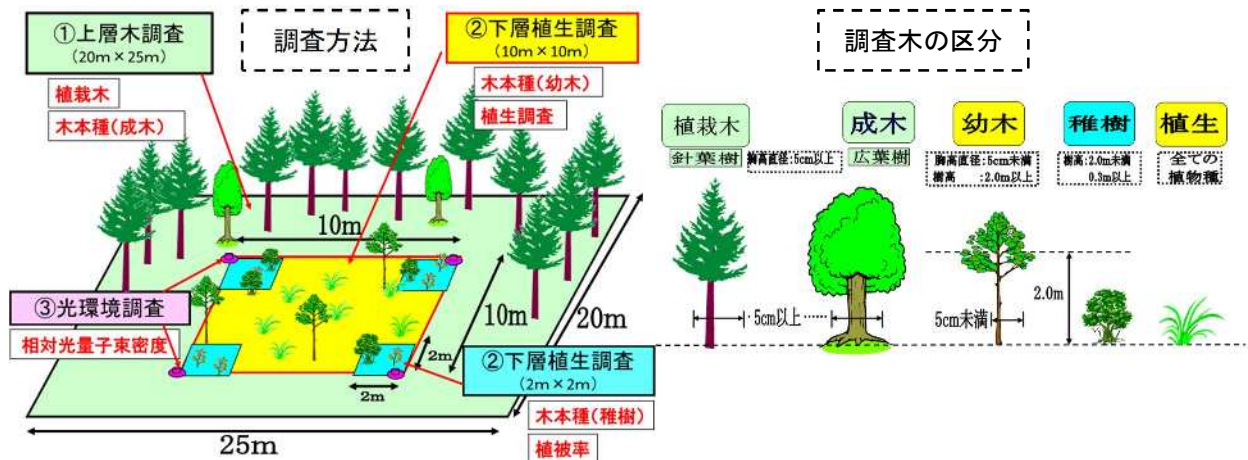


図-3 調査方法と調査木の大きさによる区分

## 3 調査結果

### (1) 全調査区の概況

各調査区における間伐前後の立木本数や本数間伐率などは表-2 のとおり。

表-2 各調査区における間伐当時の概況

間伐年度	調査区名	植栽樹種	伐採時 林齢 年	立木本数 本/ha		本数 間伐率 %	材積 間伐率 %	胸高断面積 間伐率 %	平均樹高 m		平均直径 cm		収量比数		形状比	
				間伐前	間伐後				間伐前	間伐後	間伐前	間伐後	間伐前	間伐後	間伐前	間伐後
19	赤沢	スギ	49	1,000	540	46.0	32.3	33.2	22.6	23.8	28.0	31.4	0.75	0.55	81	76
19	達曽部①	スギ	26	2,700	1,560	42.2	21.1	23.7	14.6	16.2	16.5	19.4	0.88	0.73	88	84
19	達曽部②	スギ	26	2,360	1,360	42.4	22.6	20.1	13.8	15.3	15.8	19.2	0.80	0.65	87	80
19	達曽部③	スギ	26	2,160	1,280	40.7	21.7	19.1	13.6	14.8	16.2	19.1	0.75	0.61	84	77
20	根白	スギ	43	1,580	900	43.0	34.5	35.4	17.4	17.9	23.4	25.3	0.78	0.58	73	71
21	拝峠	スギ	25	2,160	1,220	43.5	19.6	25.1	16.6	18.1	19.7	23.2	0.87	0.70	85	78
21	川目	スギ	31	2,240	1,140	49.1	23.5	27.0	18.7	20.2	21.0	25.5	0.93	0.74	89	79
19	玉崎①	ヒノキ	33	1,600	800	50.0	37.5	37.4	15.5	16.6	22.0	24.3	—	—	70	68
19	玉崎②	ヒノキ	33	2,080	960	53.8	38.3	35.8	15.1	16.2	18.5	21.1	—	—	82	77
20	夏井	アカマツ	42	1,940	1,080	44.3	29.5	27.1	16.0	16.2	18.0	20.4	0.89	0.79	85	80
20	野黒沢	カラマツ	43	1,180	540	54.2	39.8	37.4	18.3	18.8	22.4	26.7	0.81	0.58	75	70

\* 太枠が今年度の調査地

※<sup>1</sup> 収量比数：植栽木の成長競争により劣勢木が自然に枯死する最も混んだ状態を1とし、それに対してどの程度空いているかを0～1の範囲で示したものを。上層木の平均樹高と1ha当たりの本数から算出する。一般的に収量比数が0.8以上で混みすぎ、0.6以下で空きすぎとされる。

※<sup>2</sup> 相対幹距比：相対幹距比(%) = 10,000 / (平均樹高 × √(ha当たりの本数)) の式で算出する。相対幹距比が小さくなると密、大きくなると疎となり、17～22%ぐらいが適切な密度で、14%未満だと混みすぎとされる。

※<sup>3</sup> 樹冠長率：樹冠長率(%) = (樹高 - 枝下高) / 樹高の式で算出する。気象災害に対して安全性の高い林分を長く維持していくためには、樹冠長率を40から60%の間で管理することが望ましいとされる。

※<sup>4</sup> 形状比：形状比 = 樹高 / 胸高直径の式で算出する。形状比が80以上で気象災害に対して危険性が高くなり、70以下で安全性が高いとされる。

(2) 2地区における間伐16年後までの状況

① 植栽木の成長

拝峠、川目2地区における間伐前(H21)から間伐16年後(R7)までの植栽木(間伐残存木)の平均樹高及び平均胸高直径を図-4に示した。平均樹高及び平均胸高直径ともに年々増加していた。間伐前(H21)から、平均樹高は各々拝峠地区で1.7倍、川目地区で1.5倍、平均胸高直径は各々拝峠地区で1.5倍、川目地区で1.3倍になっていた。

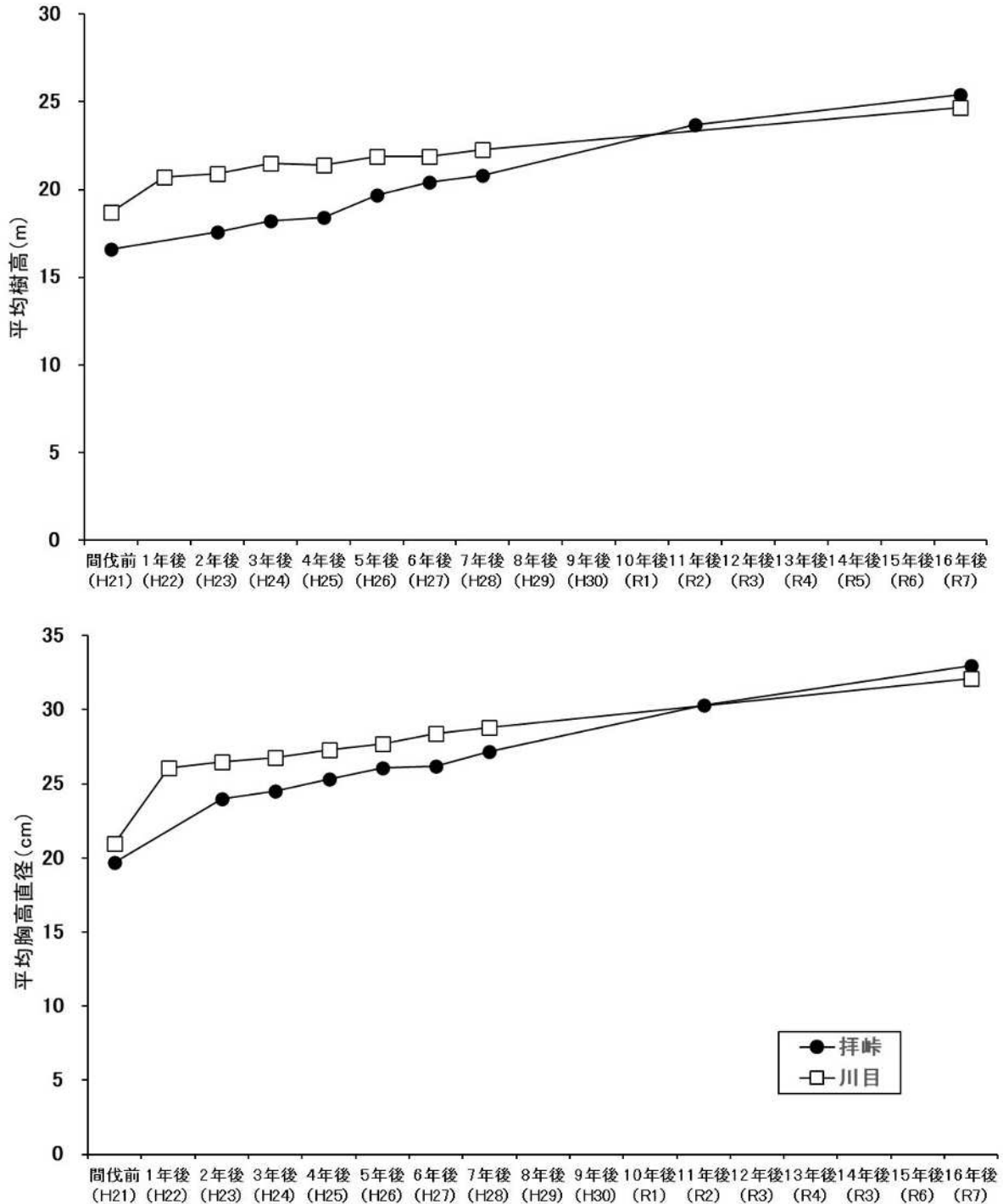


図-4 拝峠、川目地区における植栽木(間伐残存木)の樹高及び胸高直径

## ② 森林の密度管理指標

拝峠、川目2地区における間伐1、2年後（H22、H23）と同16年後（R7）の森林の密度管理指標を表-3に示した。

間伐16年後（R7）には、両地区ともに、収量比数は混みすぎとされる0.8以上、相対幹距比は混みすぎとされる14%未満となっていた。

樹冠長率は、両地区ともに、気象災害に対して安全性の高い林分として維持・管理することが望ましいとされる40~60%より値が小さく、特に川目地区は、値が30%に近くなっており、枝が枯れ上がり、着葉量が少なくなっていると考えられ、今後の成長の低下が懸念された。

形状比は、両地区ともに、気象災害に対して危険性が高くなるとされる80以上より低かった。

表-3 拝峠、川目地区における森林の密度管理指標

	拝峠地区		川目地区	
	間伐2年後 (H23)	間伐16年後 (R7)	間伐1年後 (H22)	間伐16年後 (R7)
収量比数	0.69	0.84	0.75	0.85
相対幹距比 (%)	16.27	12.10	14.31	12.10
樹冠長率 (%)	41.90	38.84	43.23	30.77
形状比	74	79	81	79

## ③ 森林の階層構造の変化

拝峠地区における間伐前（H21）、同11年後（R2）、同16年後（R7）の階層構造を図-5に、川目地区における間伐2年後（H23）、同7年後（H28）、同16年後（R7）の階層構造を図-6に各々示した。

拝峠地区では、間伐16年後には間伐前と比べ、低木層の広葉樹が成長し、間伐の効果によるものと考えられた。

一方、川目地区では、間伐後、低木層が形成されたものの、間伐16年後にはその衰退が確認され、さらに亜高木層や草本層も衰退していた。これは、上層の植栽木の成長による林内の光環境の悪化や、当地区ではシカの生息密度が高いため、その食害を受けたためと考えられた。

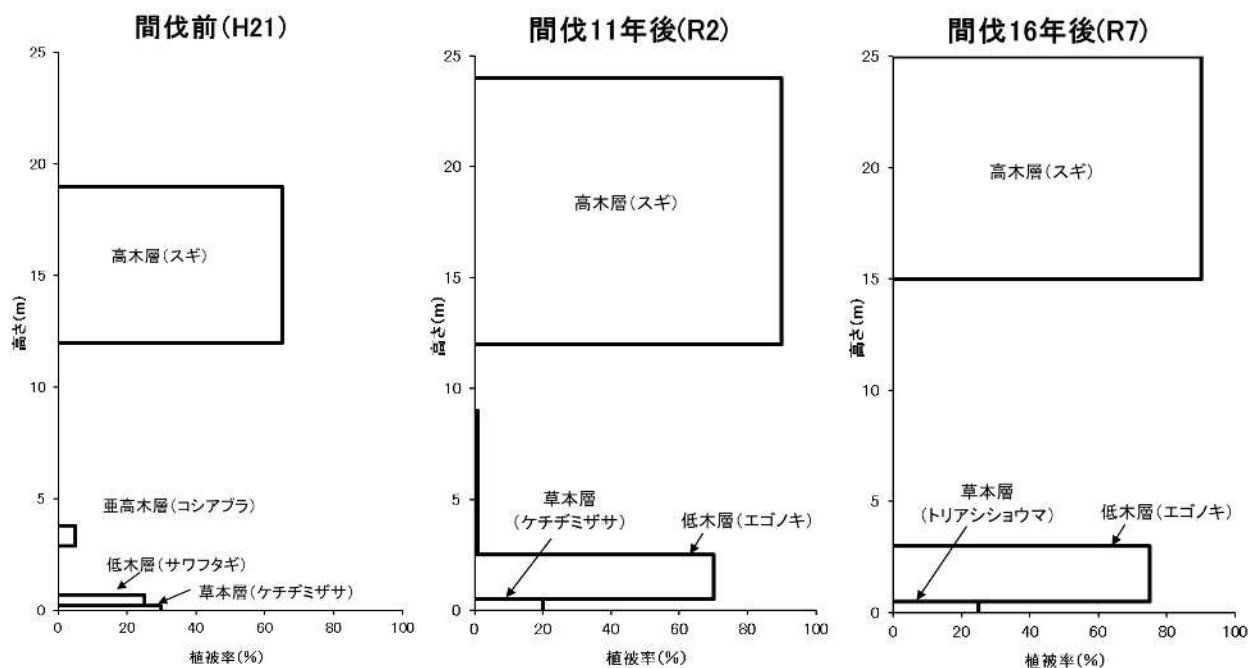


図-5 拝峠地区における階層構造

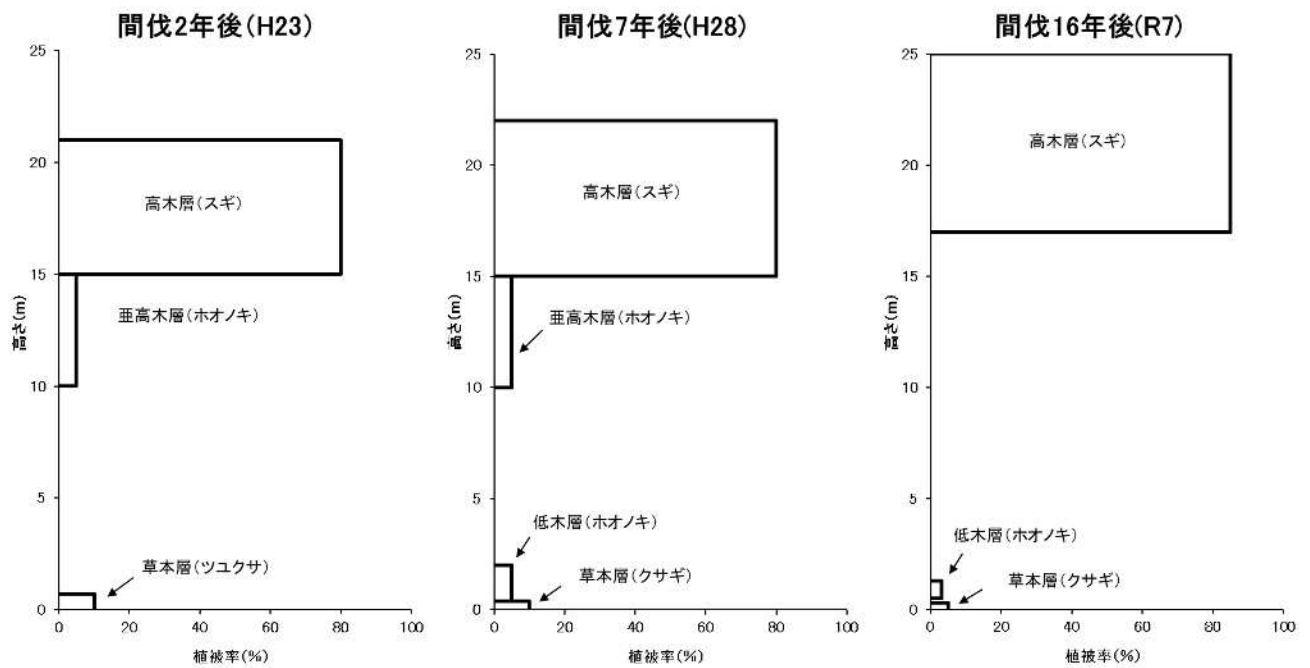


図-5 川目地区における階層構造

#### ④ 林内の光環境

拝峠、川目2地区における間伐前(H21)から間伐16年後(R7)までの相対光量子束密度<sup>※5</sup>を図-6に示した。両地区とも間伐後、林内の光環境は改善したが、間伐2~3年後から値が減少傾向となり、近年は間伐前と同様の値となっていた。

拝峠地区に比べて川目地区の間伐後の相対光量子束密度が低かったのは、表-3で示したとおり、間伐1、2年後の森林について、川目地区の方が混んでいる状態にあったためと考えられた。

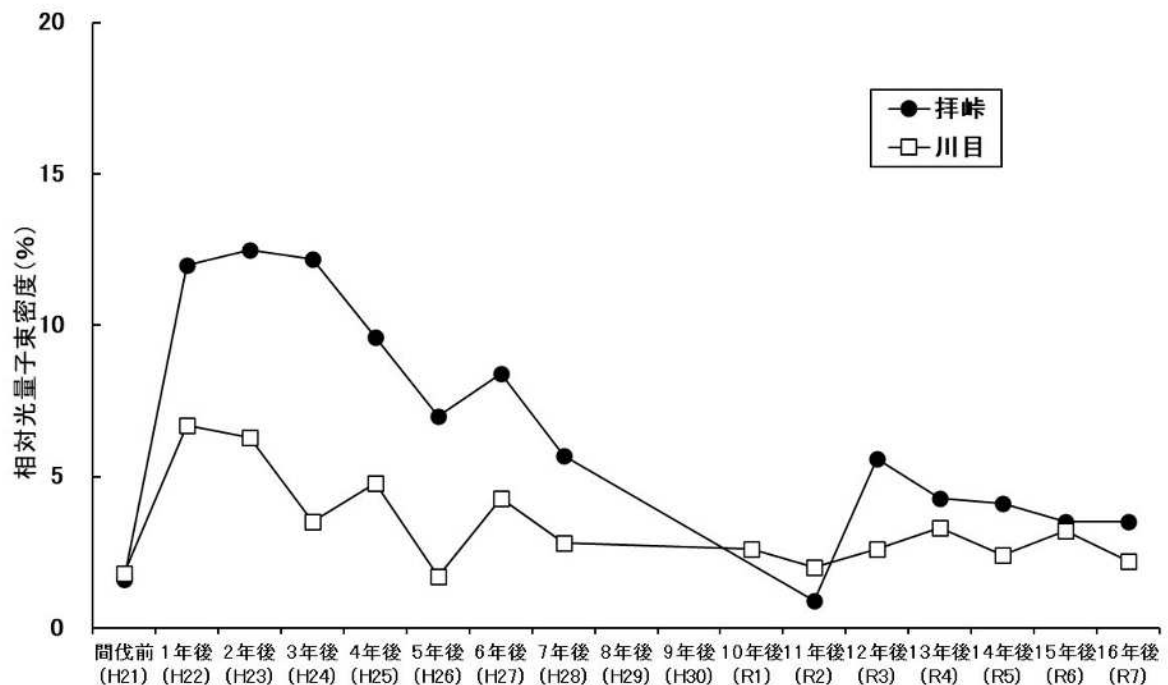


図-6 拝峠、川目地区における相対光量子束密度

<sup>※5</sup> 相対光量子束密度：植物が光合成で利用する光の波長領域をセンサーにより測定した値が光量子束密度で、相対光量子束密度は林外で測定した値に対する林内で測定した値の割合を示し、林内の明るさの指標となる。測定は地上1.2mの高さで実施した。

### ⑤ 下層植生の植被率

拝峠、川目2地区における間伐前（H21）から間伐16年後（R7）までの下層植生の植被率を図-7に示した。

一般的に、「④林内の光環境」で示したとおり、間伐が実施された後は、林内の光環境が改善し、それに伴い、下層植生の植被率は増加する。その後、「①植栽木の成長」で示したとおり、時間経過とともに植栽木が成長し、樹冠が閉鎖され、光環境が悪化することにより下層植生の植被率は減少する。

拝峠地区は概ね前述のような推移となっているが、川目地区は「④林内の光環境」で示したとおり、間伐後の光環境の改善が小さかったことや、シカによる下層植生の食害が発生しているため、間伐後の植被率の増加は拝峠地区に比べて小さく、近年の植被率も低くなっていると考えられた。

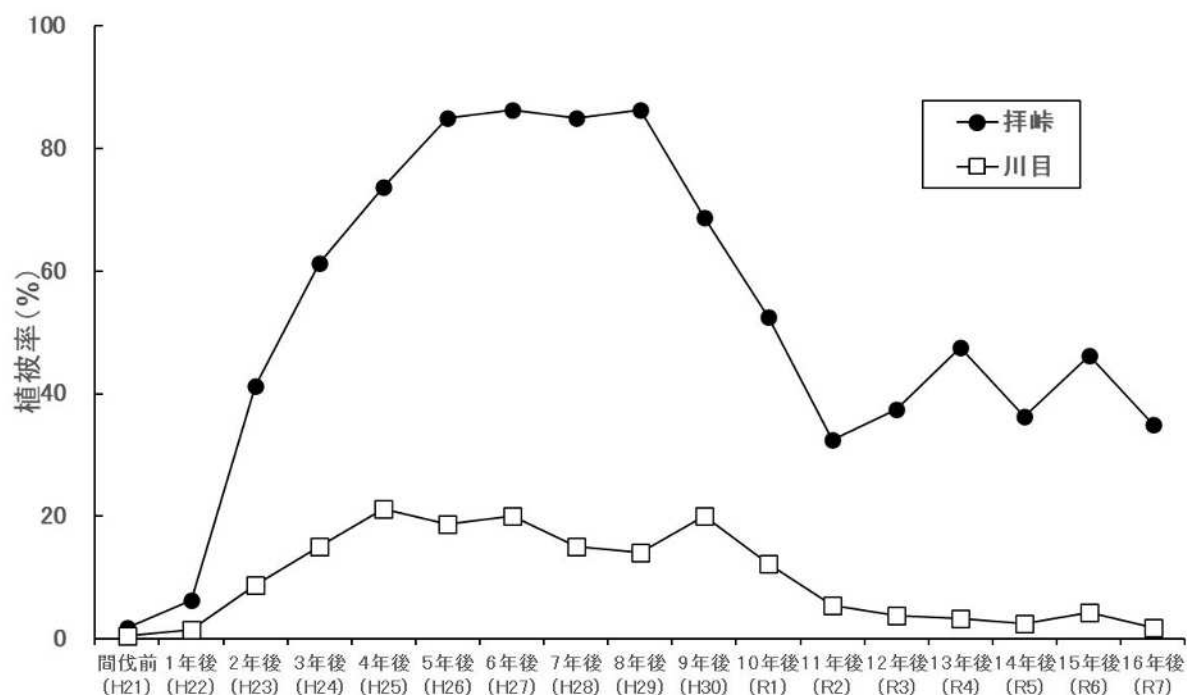


図-7 拝峠、川目地区における下層植生の植被率

川目地区  
スギ

拝峠地区  
スギ

間伐前  
(HZ1)



間伐1年後  
(HZ2)



間伐5年後  
(HZ6)



間伐10年後  
(R1)



間伐15年後  
(R6)



間伐16年後  
(R7)



## 赤沢地区

スギ

## 達磨部2地区

スギ

## 玉崎1地区

ヒノキ

(H19)  
間伐前



(H20)  
間伐1年後



(H24)  
間伐5年後



(H29)  
間伐10年後



(R4)  
間伐15年後



(R7)  
間伐18年後



# 根白地区

# 夏井地区 アカマツ

# 野黒沢地区

(H20)  
間伐前



(H21)  
間伐1年後



(H25)  
間伐5年後



(H30)  
間伐10年後



(R5)  
間伐15年後



(R7)  
間伐17年後



# 令和7年度いわて環境の森整備事業（アカマツ広葉樹林化） モニタリング調査報告書

林業技術センター研究部

## 調査結果の概要

- 1 令和7年度の調査は、令和6年度に県内に3箇所設置した方形区について、アカマツ伐採後の調査を行ったとともに、新たにベルト調査を5箇所で行った。
- 2 方形区調査では、伐採前のアカマツ林は3調査地のうち2調査地で混みすぎと判定された。また、伐採前後の階層構造を比較すると、アカマツや支障木として広葉樹が伐採されたことにより、階層構造が衰退していた。
- 3 ベルト調査では、令和2年度に伐採し、令和5年度に本庁森林整備課が調査した箇所を調査した。その結果、立木本数は1,433～5,933本/haとバラツキが大きかった。令和5年度と令和7年度を比較すると、立木本数が増加した調査地は3箇所、減少した調査地は2箇所あった。また、確認された高木性広葉樹は、ナラ類など萌芽性が高い樹種が多いことから、伐根からの萌芽により広葉樹林への更新が進んでいると考えられた。

## 1 調査の背景・目的

アカマツ広葉樹林化は、アカマツ林において松くい虫被害木を含む全てのマツを伐採することにより、広葉樹林への天然更新の促進を目的としている。

いわて森林づくり県民税事業評価委員会において、事業実施後の広葉樹林についてモニタリング調査の必要性が提起されたことから、令和6年度から林業技術センターで調査を開始した。

令和7年度の調査は、令和6年度に方形区を設置した3箇所において、アカマツ伐採後の調査を行った（方形区調査）ほか、新たにベルト調査（令和5年度に本庁森林整備課が調査を行った方法）を5箇所で行った（図-1）。

## 2 方形区調査

### (1) 調査箇所

令和6年度に方形区を設置した調査地は、岩清水（矢巾町）、東晴山（花巻市東和町）、高田（陸前高田市高田町）の3箇所である（図-1）。

### (2) 調査方法

調査木の区分ごと（図-2右）に異なる面積の方形区を設置し、①上層木調査、②下層植生調査を実施した。

#### ① 上層木調査（アカマツ及び広葉樹成木）

林内に20m×25mの方形区を設け、その中のアカマツ（伐採前）と胸高直径5cm以上の広葉樹（成木）の胸高直径、樹高、枝下高を測定した。

#### ② 下層植生調査（幼木、稚樹、植生）

上記方形区内に、10m×10mの方形区を1個設置し、胸高直径5cm未満、高さ2m以上の木本種（幼木）の胸高直径、樹高を測定した。また、全ての維管束植物を対象として高木層、亜高木層、低木層、草本層別の高さおよび被度、それぞれの階層における種別の被度について記録した。

さらに、2m×2mの方形区を5個設置し、全体の植被率を記録するとともに、高さ2m未満、同0.3m以上の木本種（稚樹）の樹高を測定した（図-2）。

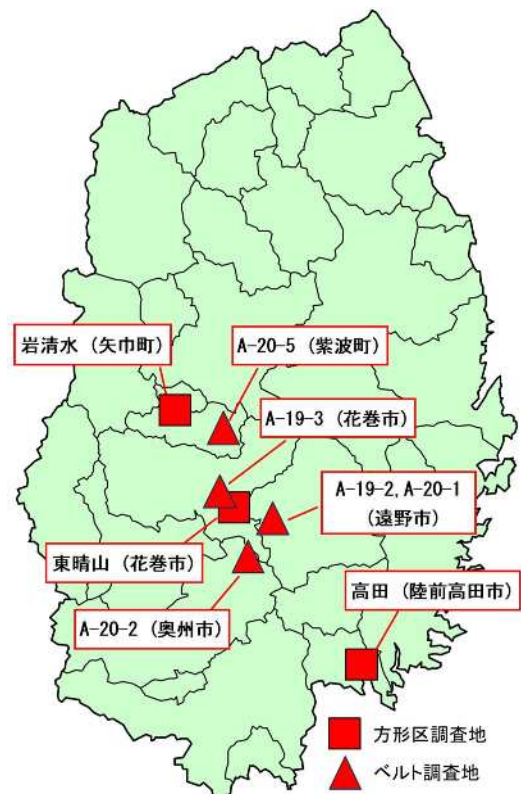


図-1 調査地の位置

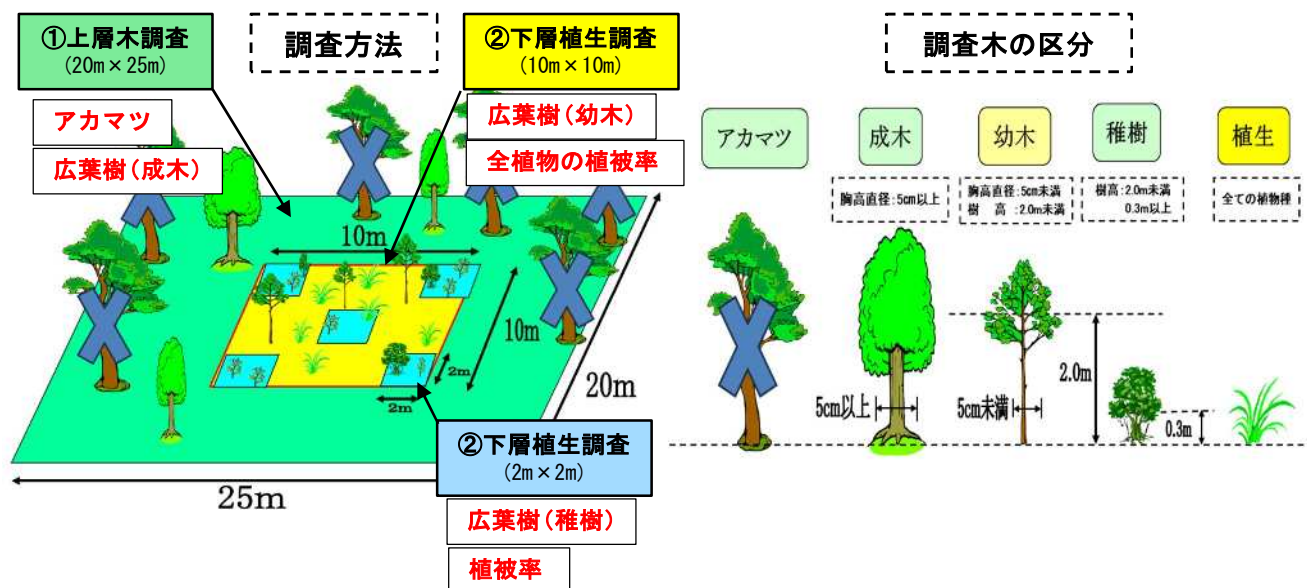


図-2 方形区調査の調査方法と調査木の大きさによる区分

### (3) 調査結果

#### ① 伐採前のアカマツ林の状況

伐採前のアカマツ林の状況を表-1 に示した。収量比数は東晴山と高田が混みすぎとされる 0.8 以上となっていたほか、形状比は東晴山が気象災害に対して危険性が高くなるとされる 80 以上となっていた。

表-1 方形区調査地の伐採前のアカマツ林の状況

調査地	岩清水	東晴山	高田
市町村	矢巾町	花巻市	陸前高田市
伐採年度	R6 (2024)	R6 (2024)	R6 (2024)
林齢	71年	55年	64年
立木本数 (本/ha)	600	540	620
平均樹高 (m)	16.1	22.3	21.1
平均胸高直径 (cm)	23.2	25.6	32.8
収量比数 <sup>*1</sup>	0.65	0.81	0.81
形状比 <sup>*2</sup>	73	92	66

<sup>\*1</sup> 収量比数：植栽木の成長競争により劣勢木が自然に枯死する最も混んだ状態を 1 とし、それに対してどの程度空いているかを 0～1 の範囲で示したもの。上層木の平均樹高と 1ha 当たりの本数から算出する。一般的に収量比数が 0.8 以上で混みすぎ、0.6 以下で空きすぎとされる。

<sup>\*2</sup> 形状比：形状比＝樹高／胸高直径の式で算出する。形状比が 80 以上で気象災害に対して危険性が高くなり、70 以下で安全性が高いとされる。

#### ② 伐採前後の林相の変化

伐採前後の調査地の状況を図-3 に、階層構造を図-4 に各々示した。アカマツや支障木として広葉樹が伐採されたことにより、全ての調査地で階層構造が衰退していた。

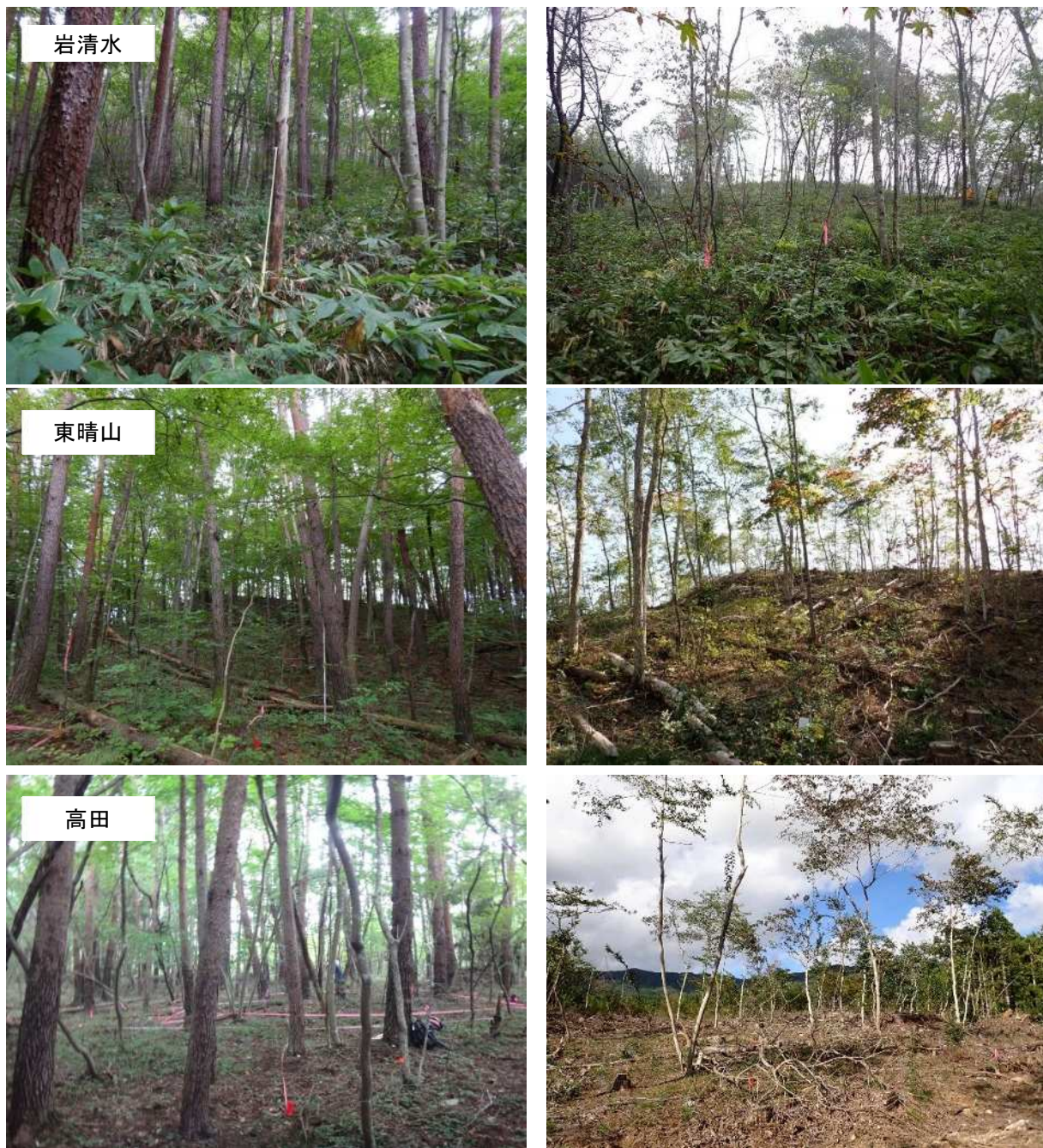


図-3 方形区調査地のアカマツ伐採前後の状況  
 (左：伐採前 (R6)、右：伐採1年後 (R7))

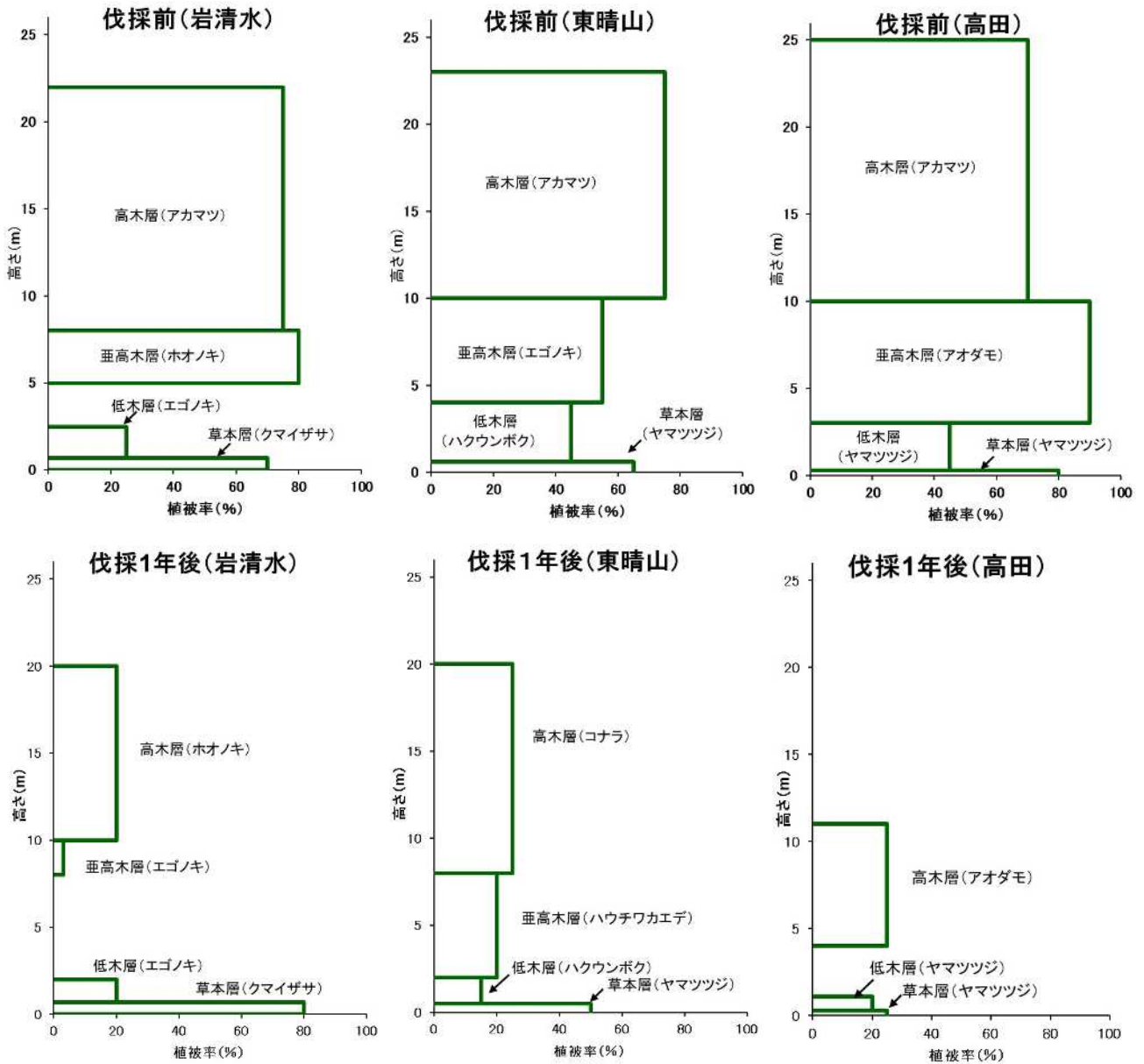


図-4 方形区調査地の伐採前後の階層構造  
(上：伐採前 (R6)、下：伐採1年後 (R7))

### 3 ベルト調査

#### (1) 調査箇所

令和5年度に本庁森林整備課が調査を行った調査地のうち、事業実施5年後（伐採5年後）となる5箇所において調査を行った（図-1、図-5、表-2）。

#### (2) 調査方法

調査方法は令和5年度に本庁森林整備課が調査した方法に準じて、ベルト状の調査区（4 m×25 m（0.01ha））を標準地とし、その中に生育する胸高直径1 cm以上の高木性広葉樹の本数を樹種別に記録した。また、調査区の数実施面積の大きさに準じて設定した。調査結果は調査地ごとに集計し、ヘクタール当たりの成立本数に換算した。

表-2 ベルト調査地の概要

調査地 (承認番号)	A-20-5	A-19-3	A-19-2	A-20-1	A-20-2
市町村	紫波町 佐比内	花巻市 東和町	遠野市 宮守町	遠野市 宮守町	奥州市 江刺
実施年度	R2(2020)	R2(2020)	R2(2020)	R2(2020)	R2(2020)
実施面積(ha)	1.02	1.28	7.42	6.68	1.87



図-5 ベルト調査地の状況（伐採5年後）

### (3) 調査結果

令和5年度と令和7年度調査における各調査地の成立本数を図-6に示した。

調査地の成立本数は令和5年度で800～6,200本/ha、令和7年度で1,433～5,933本/haとバラツキが大きかった。

令和5年度と令和7年度の成立本数を比較すると、成立本数が増加したのは3調査地、減少したのは2調査地であった。減少した2調査地は実施面積が大きく、様々な立地環境を有するため、任意で設定した調査区の立地環境が令和5年度と令和7年度で異なった可能性が考えられた。

また、令和5年度と令和7年度調査における各調査地の成立本数上位3種の成立本数とその割合を表-3に示した。成立本数が多かった高木性広葉樹には、ナラ類（コナラ）やクリ、タモ類（アオダモ、マルバアオダモ）など萌芽性が高い樹種が多いことから、支障木として伐採された切株からの萌芽により、広葉樹林への更新が進んでいると考えられた。

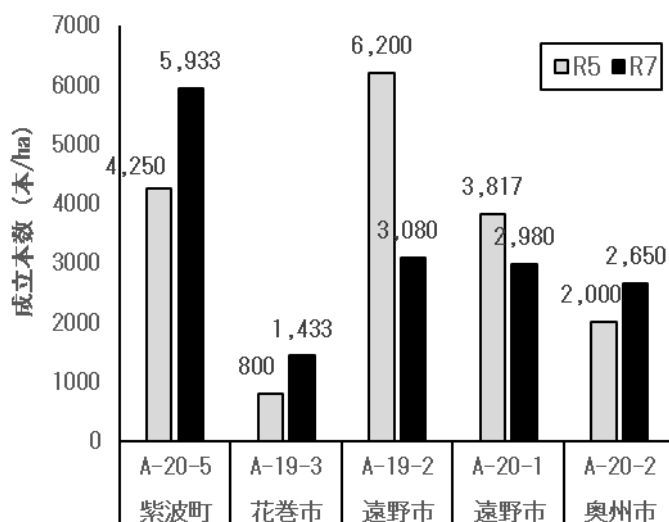


図-6 ベルト調査地の成立本数

表-3 ベルト調査地における成立本数上位3種の成立本数と割合

承認番号	R5			R7		
	種名	成立本数 (本/ha)	割合(%)	種名	成立本数 (本/ha)	割合
A-20-5	アオダモ	1,700	40	マルバアオダモ	1,567	26
	ホオノキ	825	19	コナラ	1,333	22
	ナラ類	625	15	ホオノキ	1,033	17
	上記以外	1,100	26	上記以外	2,000	35
	計	4,250	100	計	5,933	100
A-19-3	ヤマザクラ	375	47	コナラ	333	23
	ナラ類	225	28	カスミザクラ	300	21
	タカノツメ	100	13	アオハダ	233	16
	上記以外	100	12	上記以外	567	40
	計	800	100	計	1,433	100
A-19-2	アオダモ	1,500	24	アオハダ	1,060	34
	アオハダ	1,000	16	クリ	520	17
	クリ	967	16	ホオノキ	480	16
	上記以外	2,733	44	上記以外	1,020	33
	計	6,200	100	計	3,080	100
A-20-1	ナラ類	1,317	35	マルバアオダモ	880	30
	アオダモ	667	17	コナラ	500	16
	クリ	650	17	クリ	300	10
	上記以外	1,183	31	上記以外	1,300	44
	計	3,817	100	計	2,980	100
A-20-2	ナラ類	875	44	コナラ	1,100	42
	クリ	375	19	クリ	1,000	38
	ヤマザクラ	275	14	ホオノキ	150	6
	上記以外	475	23	上記以外	400	14
	計	2,000	100	計	2,650	100

# 令和7年度いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化） モニタリング調査報告書

林業技術センター研究部

## 調査結果の概要

- 1 令和7年度の調査は、平成29年度にナラ類等を伐採した1箇所について、ベルト調査を行った。
- 2 調査の結果、高木性広葉樹の成立本数は7,200本/haで、成立本数が多かった高木性広葉樹は、コナラ、ウラミズザクラ、ウリハダカエデ、アカマツであった。本事業実施後、コナラを主体とする広葉樹林に更新しているほか、一部でアカマツとの混交林がみられた。

## 1 調査の背景・目的

ナラ林健全化は、ナラ枯れ被害を受けやすいナラ等を含む広葉樹林を伐採し、ナラ枯れ被害を受けにくい若い森林に更新することを目的としている。

令和7年度の調査は、ベルト調査（令和5年度に本庁森林整備課がアカマツ広葉樹林化のモニタリング調査で行った方法）を1箇所で行った（図-1）。

## 2 調査箇所と調査方法

### (1) 調査箇所

令和7年度に調査を行った調査地は、平成29年度にナラ類等を伐採した（伐採後8年後）、N-17-1（花巻市）の1箇所（面積6.08ha）である（図-1、図-2）。

### (2) 調査方法

調査方法は令和5年度に本庁森林整備課がアカマツ広葉樹林化のモニタリング調査で行った方法に準じて、ベルト状の調査区（4m×25m（0.01ha））を標準地とし、その中に生育する胸高直径1cm以上の高木性広葉樹の本数を樹種別に記録した。また、調査区の数はい実施面積の大きさに準じて設定した。調査結果は調査地ごとに集計し、ヘクタール当たりの成立本数に換算した。



図-1 調査地の位置

## 3 調査結果

調査地の高木性広葉樹の成立本数は7,200本/haであった。出現した高木性広葉樹の成立本数とその割合を表に示した。成立本数が多かった高木性広葉樹は多い順に、コナラ、ウラミズザクラ、ウリハダカエデ、アカマツであった。事業実施後、コナラを主体とする広葉樹林に更新しているほか、一部でアカマツとの混交林がみられた。



図-2 ベルト調査地の状況（伐採8年後）

表 ベルト調査地における出現種の成立本数と割合

種名	成立本数 (本/ha)	割合 (%)
コナラ	2,960	41.1
ウワミズザクラ	1,460	20.3
ウリハダカエデ	860	11.9
アカマツ	820	11.4
ミズナラ	280	3.9
アオハダ	200	2.8
クリ	140	1.9
カスミザクラ	80	1.1
ホオノキ	80	1.1
ミズキ	80	1.1
アカシデ	60	0.8
ハウチワカエデ	60	0.8
コハウチワカエデ	40	0.6
ヤマザクラ	40	0.6
ヤマモミジ	40	0.6
合計	7,200	100.0

## 令和8年度 県民参加の森林づくり促進事業企画募集意見聴取要領

### (目的)

第1 この要領は、令和8年度県民参加の森林づくり促進事業の補助対象団体等の企画の充実を図るため、いわての森林づくり県民税事業評価委員会（以下「委員会」という。）において実施する意見聴取について、必要な事項を定めるものとする。

### (意見聴取の方法等)

第2 意見聴取は、県民参加の森林づくり促進事業企画概要書、企画書及び関係書類に基づき、委員会に対し、実施するものとする。

2 委員会の意見聴取に当たっては、次に掲げる事項について意見聴取を行うものとする。  
ただし、(4)のその他の事項については、改善点又は疑問点の意見がある場合とする。

#### (1) 目的合致

森林への理解が深まるとともに、森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。

#### (2) 波及効果

地域内外への波及効果等が見込まれるか。

#### (3) 企画の充実や改善点

#### (4) その他の事項

##### ア 整合性

団体の活動内容が別表に掲げる活動内容の趣旨に合致しているものであること。

##### イ 自主性

地域住民等の自主的な取組となっていること。

##### ウ 具体性

事業計画が実行可能な方法、計画及び予算等で立案されていること。

### (採択結果通知)

第3 知事は、委員会の選定結果を踏まえ、企画採択する事業を決定し、団体に通知するものとする。

2 事業として採択された場合であっても、委員会意見等を踏まえ、採択条件を付すことがある。

## 県民参加の森林づくり促進事業実施要領

### (目的)

第1 この要領は、別表県民参加の森林づくり促進事業(以下「事業」という。)を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

### (事業の内容)

第2 この事業は、県民自らが地域で主体的に取り組む別表記載の活動を支援し、県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画を促進するものである。

### (県の助成)

第3 広域振興局長は、事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)、県民参加の森林づくり促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)、その他関係規程に基づき補助する。

### (事業の企画募集)

第4 知事は、別に定める県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領(以下「募集要領」という。)に基づき、事業の企画募集を行う。

2 別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所を整備対象とする企画書にあっては、市町村長がその旨を証する書面を添付するものとする。

### (応募手続)

第5 応募を希望する団体(以下「応募団体」という。)は、募集要領に基づき、企画書を所管の広域振興局長に提出するものとする。

2 広域振興局長は、提出のあった企画書について、当該内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。なお、別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、整備対象森林の区分を併せて確認するものとする。

### (審査、決定)

第6 知事は、別に定めるいわての森林づくり県民税事業評価委員会における企画書の選定に係る審議結果を踏まえ、採択する企画書を決定し、その結果を応募団体へ通知する。なお、応募団体に通知する際は、広域振興局長を通じて行うものとする。

### (補助金交付決定報告)

第7 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

### (完了確認)

第8 広域振興局長は、要綱に定める事業実績書の提出があったときは、書類検査及び現地検査を行うものとする。

### (実績報告)

第9 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金を交付したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月10日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

活動区分		活動内容	備考
1 森林をつくる活動	(1) 森林整備活動	<p>① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動</p> <p>② 上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動</p> <p>③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動</p>	<p>左記(1)の活動における対象森林は、市町村が行う緩衝帯整備を除き、県内の民有林のうち、公益林(市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林)及び原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所とする。</p> <p>ただし、里山林の環境整備に向けて森林整備活動を行う場合、附带的に行われる公益林以外での藪の刈払い等も対象活動に含める。</p> <p>左記(1)の活動のうち、市町村が行う緩衝帯整備の対象森林は、民有林のうち、私有林であり、下記条件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 藪化しており、過去にクマ等野生動物の出没が確認される等、人的・物的被害の発生の恐れがある森林及びこれら森林と併せて一体的に整備する必要がある箇所</p> <p>イ 1か所あたり原則0.1ha以上の区域で、林縁部からの幅(奥行)はおおむね30m以内</p> <p>ウ 当該箇所に隣接する森林以外の箇所を事業面積に含める場合は、その部分が全体面積の3割を超えないこと</p> <p>エ 対象行為は、見通し確保のために必要となる下刈、除伐、枝打ちとし、原則、地域住民への説明会等を実施すること</p>
	(2) 森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動	
2 森林の手入れを行う多様な人材育成活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動	森林施業等の研修活動の対象は、森林所有者のほか、森林ボランティアや活動団体等とする。
3 森林を学び、活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動	森林環境学習は、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とする。

<p>4 森林資源を活かす活動</p>	<p>循環型社会形成のための県産材利用活動</p>	<p>① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動</p> <p>② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動</p>	<p>左記における県産材とは、原則として、岩手県内の森林で伐採された原木を、岩手県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板等とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認したものとする。</p> <p>左記①における教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とする。</p> <p>左記②における公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とする。</p>
---------------------	---------------------------	--	--

## 令和8年度県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領

### 1 募集趣旨

県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、県民の皆さんが取り組む森林整備活動や森林環境学習活動等を支援しています。

**県民の皆さんのアイデアと主体的な参加による活動についての企画を募集します。**

### 2 募集対象活動

#### (1) 対象となる活動（表-1）

募集する活動の分類		補助率	補助上限	対象団体
<b>1 森林をつくる活動</b>				
(1)森林整備活動※ <sup>1</sup>	① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ② 上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動 《例》・ NPO団体や地域住民による間伐等の森林整備 ・ 企業による森づくりボランティア活動 ・ 市町村が行う森林整備等による野生動物の出没抑制を目的とした緩衝帯整備※ <sup>2</sup>	10/10 以内	100万 円	市町村 各種団体※ <sup>6</sup> NPO団体
(2)森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動			
<b>2 森の手入れを行う多様な担い手を育成する活動</b>				
人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等※ <sup>3</sup> を対象とした森林施業等の研修活動 《例》・ 新たな森林整備ボランティア団体を育成するための研修会の開催	10/10 以内	100万 円	県内に事務所又は事業所を有する法人
<b>3 森林を学び活かす活動</b>				
県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動※ <sup>4</sup> 《例》 ・ 学校林等での森林整備等を通じた森林環境学習 ・ 森林環境学習の一環として実施する木工教室※ <sup>5</sup> 、しいたけ植菌体験、炭焼体験等の体験学習や関連学習会の開催	10/10 以内	100万 円	
<b>4 森林資源を活かす活動</b>				
循環型社会形成のための県産材利用活動※ <sup>7</sup>	① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設※ <sup>8</sup> における木材・木材製品などの県産材※ <sup>9</sup> 利用促進活動 ② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設※ <sup>10</sup> における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 《例》 ・ 地元で製材加工した地元材による木製備品を教育施設に設置し、児童生徒を対象とした森林環境学習会を開催 ・ 県産材で制作したテーブルや椅子を公民館などに設置し、地域住民を対象とした森林環境学習会を開催	1/3 以内	100万 円	①は市町村 各種団体※ <sup>11</sup> ②は市町村

## 【対象となる活動（表－１）の注意事項】

### 【森林整備活動関係】

- ※ 1 当該年度に他の補助事業等が導入される森林は対象外とします。
- ア 活動の対象森林は、県内の民有林のうち公益林（市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林）及び公益林になることが見込まれる箇所とします。（市町村が行う緩衝帯整備は除く）
- （原則として事業実施後 1 年以内に該当する市町村の森林整備計画が変更されること。なお、実施団体は、市町村長がこの旨を証する書面を企画書に添付すること。）
- イ 里山林の環境整備に向けて森林整備活動を行う場合、附随的に行われる公益林以外での藪の刈払い等も対象活動に含めることができます。
- ※ 2 【森林整備活動のうち緩衝帯整備関係】
- ア 野生動物の出没抑制を目的とした緩衝帯整備の実施主体は、市町村とします。
- イ 対象森林は、民有林のうち、私有林であり、次の条件を全て満たすものとします。
- (ア) 藪化しており、過去にクマ等野生動物の出没が確認される等、人的・物的被害の発生の恐れがある森林及びこれら森林と併せて一体的に整備する必要がある箇所
- (イ) 1 か所あたり原則 0.1ha 以上の区域で、林縁部からの幅（奥行）はおおむね 30m 以内
- (ウ) 当該箇所に隣接する森林以外の箇所を事業面積に含める場合は、その部分が全体面積の 3 割を超えないこと
- (エ) 対象行為は、見通し確保のために必要となる下刈、除伐、枝打ちとし、原則、地域住民への説明会等を実施すること

### 【人材育成関係】

- ※ 3 森林所有者のほか、森林ボランティアや活動団体等とします。

### 【森林環境学習関係】

- ※ 4 本事業でいう森林環境学習とは、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とします。
- ※ 5 木工教室での製作物は「本立て」や「巣箱」等の簡易なものとし、参加者一人当たりの材料費は別表の金額を上限とします。
- ※ 6 各種団体とは、非営利の団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限ります。
- ※ 7 本活動は、単なる県産材木製品の設置ではなく、森林環境学習や普及啓発活動と一体的に行い、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。

#### 《森林環境学習や普及啓発活動の展開について》

森林環境学習や普及啓発活動の実施に当たっては、上記取組のほか、いわての森林づくり県民税普及啓発DVDの視聴やパンフレットの配布、木製品等への県民税活用事業であることの表示、設置施設における木材利用の意義に関するパネル等の設置、お披露目会やマスコミへのプレスリリースなど、多様な手法により県民へのPRを行ってください。

- ※8 教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とします。
- ※9 本事業でいう県産材は、県内で伐採された原木を、県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング※とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認した木材とし、併せて品質が確認された木材とします。
- また、木工教室で使用する木材は、県内の森林から伐り出され、加工されたことを製材所等により証明されたものであれば可とします。
- ※ フローリングは、止むを得ない事情により、県内の森林で伐採された原木を、県外で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング並びに県内の森林で伐採された原木を原材料として50%以上用いて県内で加工した丸太及び製材品から生産された集成材、合板及びフローリングを含むものとします。
- ※10 公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とします。
- ※11 「4 森林資源を活かす活動」①の活動の応募団体は、市町村、民法（明治29年法律第89号）第34条に定める公益法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に定める社会福祉法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人に限ります。

## （2）対象外の活動

- ① 既に他の機関等から補助・助成等を受けている、又は受ける予定のある活動。
- ② 他の事業等で導入した施設の更新に該当する活動。
- ③ 施設の整備に該当する活動。ただし、以下のものは対象とします。
  - ア いわたの森林づくり県民税の事業効果等を周知・啓発するための看板の設置
  - イ 「4 森林資源を活かす活動」で実施する、教育施設や公共的施設への木材・木材製品等の設置
- ④ 特定の者の利益になると認められる活動。
- ⑤ 政治的又は宗教的宣伝を目的として行うと認められる活動。
- ⑥ 安全対策等が不十分と認められる活動。
- ⑦ その他、当該事業としてふさわしくないと認められる活動。

## 3 事業実施期間

補助金交付決定の日から令和9年3月19日まで

## 4 応募対象団体

市町村、各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する非営利団体）、NPO団体、県内に事務所又は事業所を有する法人

## 5 補助対象経費等

### （1）補助対象経費

以下のとおりです。ただし、採択の際に条件等を付す場合があります。

(表-2)

費目	内容	
賃金	外部補助員賃金等	留意事項は別表（補助対象経費）のとおり
報償費	外部専門家謝金等	
旅費	外部専門家旅費等	
需用費	消耗品費、資料印刷費、燃料費等	
役務費	通信運搬費、傷害保険料等	
委託料	委託料	
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材借上料等	
原材料費	苗木代、木材代等	
備品購入費	機械機具等購入費	

## (2) 補助対象外となる主な経費

- ① 活動団体構成員への金銭の支払と認められる経費
- ② 活動参加者への賃金、謝金、旅費、宿泊料及び報償費
- ③ 取得単価が5万円を超える物品及び備品の購入（5万円超過分は団体等の負担）
- ④ 活動場所となる森林の所有者に対する謝礼及び土地使用料

※（別表）補助対象経費も併せてご確認ください。

## (3) 留意事項

- ① 賃金及び報償費は別表の金額を上限とし、上限超過分は団体の負担となります。
- ② 看板等の設置は、県民への効果的な周知が図られるものとし、華美又は高価なものとせず、間伐発生材料の活用等、経済的、効率的な設置に努めてください。
- ③ 用具用品類及び機械機具類は、使用頻度が年に数回程度の場合、原則として借り入れ（使用料及び賃借料）としてください。
- ④ 森林整備活動で産出された林産物を薪や木炭として搬出する場合は、放射性物質検査を実施し、安全性を確認してください。（参考：「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23年11月2日付け林野庁通知））
- ⑤ 市町村が実施主体の場合は、企画概要書に森林環境譲与税を財源として活用しない理由を記載してください。

## 6 補助率

- (1) 1/3以内（上記2(1)の表-1中「4森林資源を活かす活動①②」）
- (2) 10/10以内（同「4森林資源を活かす活動①②」以外）

## 7 補助額

定額〔1団体あたりの上限は100万円〕

ただし、企画内容審査等の結果、経費の一部を査定する場合があります。

## 8 企画の応募

### (1) 応募期間

令和8年2月4日（水）から令和8年3月4日（水）まで

### (2) 応募書類

以下の様式は全てA4版縦の用紙を使用してください。

- ①【様式第1号】令和8年度県民参加の森林づくり促進事業企画書について
- ②【様式第2号】企画概要書
- ③【様式第3号】企画書
- ④【様式第4号】団体の概要 ※市町村が応募する場合は不要
- ⑤【様式第5号】同意書 ※活動内容によっては不要
- ⑥【その他】団体のPR資料やパンフレット等活動内容、活動実績等に関する資料

### (3) 書類の提出先

応募団体の住所地在を管轄する各広域振興局林務部又は農林振興センター、岩泉林務出張所

## 9 企画書の審査

提出された企画概要書、企画書は、以下の基準により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会で審査します。

審査の過程において、追加資料の提出等を依頼する場合があります。（その際の費用は、各団体の負担となります。）

### (1) 整合性

企画内容は、当事業の目的、趣旨に合致しているか。

### (2) 自主性

地域住民等の自主的な取組となっているか。

### (3) 具体性

事業が実行可能な計画、方法、予算等で立案されているか。

### (4) 効果性

活動参加者等の森林への理解や森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。  
地域の内外への波及効果が見込まれるか。

## 10 企画の採否及び通知

採否は「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の意見等を踏まえ、県が決定します。  
結果は応募団体に通知します。

## 11 補助金の交付申請及び補助対象経費

事業実施に要する補助を受ける場合には、別途補助金交付申請手続きが必要となり、補助金交付決定後から使用する経費が補助対象となります。（交付決定前に使用した経費は団体負担）

## 12 事業の周知等

- (1) 事業の広報媒体には、「いわての森林づくり県民税」を活用した事業であることを必ず明記してください。
- (2) 事業実施の際、活動参加者への説明やマスコミ等から活動内容について取材を受けたときは、「いわての森林づくり県民税」を活用して事業を実施している旨を周知してください。(事業終了後も地域の内外にPR効果が波及するよう努めてください。)
- (3) 継続して事業を行っている団体は、新たに活動に参加する人を増やすよう努めてください。

### 【周知の例】

- ・市町村広報紙等による事業内容の周知、参加者募集、報道機関等への情報提供。
- ・チラシや製作木工品等に「いわての森林づくり県民税」活用事業と表示。
- ・活動の際に「いわての森林づくり県民税」活用事業と周知、会場内への看板等の掲示。
- ・活動時に撮影する集合写真等にのぼり旗を活用し、団体の会報等に掲載。

いわての森林づくり県民税PR用のロゴマークを作成していますので、団体広報紙、看板、広報等に積極的に活用してください。(電子データが必要な場合は提供します。)



いわての森林づくり  
SINCE 2006  
県民税

「この活動は、「いわての森林づくり県民税」を活用して実施しています。」

また、各種活動の際の県民税PR用の「のぼり旗」を希望する団体に貸し出しますので、積極的な活用をお願いします。



### 13 安全対策の徹底

- (1) 活動参加者の安全対策には、万全を期すこととし、特に児童生徒が参加する活動の際は保護具着用の徹底等、事故の防止に最大限の注意を払ってください。
- (2) 活動に際しては、特別の理由がない限り傷害保険等へ加入してください。
- (3) 森林内や屋外等で活動する際は、事前に現場の点検を実施するとともに、ヘルメット等の保護具を着用してください。  
また、危害を加える恐れのある野生生物の状況確認等に努めてください。
- (4) 労働安全衛生規則等に定める安全講習等が必要な機械器具類を使用する場合は、事前に安全講習等を必ず受講し、安全に事業が実施できる体制を整えてください。
- (5) 森林整備活動等においてチェーンソーによる伐木等作業を行う場合は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（厚生労働省）を踏まえ、参加者の安全確保対策・事故防止対策を徹底してください。
- (6) 活動参加者の健康状態の確認、服装・装備の点検を行ってください。
- (7) 安全対策参考資料等（ホームページ）

#### 【公益社団法人国土緑化推進機構】

子どもたちと森のステキな出会いのために ～森林体験学習活動を安全に行うためのQ&A～

#### 【森づくり安全技術・技能全国推進協議会】

森づくり安全技術マニュアル 等

#### 【環境省】

クマ類の出没対応マニュアル ー改定版ー

(別表) 補助対象経費

費目	内 容	留 意 事 項
賃 金	外部補助員の雇用に係る賃金	<p>① 1人1日当たり 11,000円を上限とする。</p> <p>② 賃金の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。</p> <p>③ 散策路や登山道整備に係る賃金は、補助対象外とする。(森林整備に必要な最小限の作業道補修に係る賃金は対象とする)</p>
報償費	外部専門家謝金等 (講師、技術指導者等)	<p>① 1人1時間当たり4,100円を上限とする。</p> <p>② 外部専門家は、原則として県内の者に限り補助対象とする。ただし、上下流の住民団体等が連携して行う活動で他県にまたがる場合や隣県の方が安価となる場合又は、活動に必要な知識・経験や技術を有する者が県内に居ない場合であって、事業の目的及び内容から隣県者でなければならない理由が認められる場合は、この限りではない。</p> <p>③ 外部専門家を必要とする場合は、企画書に必要理由及び外部専門家の所属・職・氏名を記載すること。</p> <p>④ 間伐や枝打ち等の作業に係る外部技術指導者謝金は、上記上限のほか、1人1日当たり11,000円を上限とする。</p> <p>⑤ 活動参加者等へのお土産や記念品等の経費は、対象外とする。</p>
旅 費	外部専門家旅費等 (講師、技術指導者等)	外部専門家の旅費については、上記報償費②と同様の扱いとする。
需用費	消耗品費(事業に必要な機材・用具、事務用品等)、資料印刷費、燃料費(事業に必要なチェーンソーや刈払機等の機材燃料費)等	<p>① ヘルメットは、計画内容等から判断し、使用頻度の高い場合に補助の対象とするが、50,000円を上限とする。なお、ヘルメットには「いわての森林づくり県民税活用事業」等と表示すること。</p> <p>② 活動参加者等への粗品代、自家用車燃料費(他と区別が困難なもの)、木工教室の工具セット類、茶菓等の食糧費は、対象外とする。</p> <p>③ 林内作業用機材には、植物等由来成分の燃料の使用に努めること。</p> <p>④ 使用頻度が低い物品、補助事業以外に汎用性がある物品及び個人で準備することが適当と考えられる物品は、補助対象外とする。</p> <p>⑤ ヘルメットやチャップスなど取得単価が10,000円を超える物品は、管理台帳を整備し、関係書類と併せて適切に保管すること。</p>
役務費	通信運搬費(郵送料等)、 傷害保険料等	<p>① 事業の企画立案、連絡調整等の役務に係る費用で従事日数等の記録がある場合、事務局費として1団体につき事務局費を除いた補助対象経費の5%以内を上限とする。ただし、事務局費を除いた補助対象経費が200,000円以下の団体については、10,000円を上限とする。(補助対象経費は、様式第3号に定める補助対象額とする。)</p> <p>② 広告料(いわての森林づくり県民税活用事業と掲載する場合を除く)、電話料(他との区別が困難なもの)は、補助対象外とする。</p> <p>③ 傷害保険料は、掛金や保障内容等が記載された資料を添付すること。</p>

委託料	委託料	<p>① 特殊技術を要する作業等で、活動団体自らで行うことが真に困難と判断される場合に限る。なお、この場合の委託は事業の一部として実施するものとする。ただし、市町村が行う緩衝帯整備は除く。</p> <p>② 金額が10万円を超えるものについては、2人以上の者から見積書を徴すること。</p>
使用料及び賃借料	会場料、貸切バス代、機材借上料等	<p>① 外部から調達しなければならないものに限り対象経費とし、見積書や料金表等により金額及び借用先等を明示すること。</p> <p>② 活動団体構成員、地域住民及び関係団体等の協働により、刈払い機やチェーンソー等の機材を持ち寄って行う場合は、機材借上料の対象としない。</p>
原材料費	苗木代（緑化木を含む。）、木材代、支柱代、肥料代、原木材、種駒代、活動PR用看板、木工教室材料費等	<p>① 苗木のうち、緑化木の購入については、事業趣旨及び活動計画に照らし、適正と判断された場合に限る。</p> <p>② 木工教室の材料費は参加者1人当たり1,500円を上限とする。</p> <p>③ 活動周知用看板は、華美、高価なものとし、看板には「いわての森林づくり県民税活用事業」と表示すること。</p>
備品購入費	チェーンソー等の機械機具等購入費 (備品の法定耐用年数以上にわたり事業計画を企画する場合に限る)	<p>① 備品は、性質形状を変えないこと、長期間の使用に耐えうる物品で取得単価が10,000円以上のものとする。ただし、取得単価が50,000円を超える分については団体等の負担とする。</p> <p>② 備品は、森林づくり活動に使用する機械機具等を対象とし、使用頻度が低い物品やパソコン、デジタルカメラ等、補助事業以外に汎用性がある物品は対象外とする。</p> <p>③ 備品購入費の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。</p> <p>④ 備品購入後は、管理台帳を整備し、関連書類と併せて適切に保管すること。</p>

※上記経費は社会通念上妥当な額で、活動に必要な最小限度のものとする。

※上記単価には所得税や消費税等を含むものとする。

岩手県知事様

(団体名)

(代表者 職・氏名)

(所在地) 〒

(電話番号)

令和8年度いわての森林づくり県民税県民参加の森林づくり促進事業企画書について  
標記について、募集要領に定める各規定に同意の上、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 【様式第2号】企画概要書
- 2 【様式第3号】企画書
- 3 【様式第4号】団体の概要
- 4 【様式第5号】同意書
- 5 【その他】 団体のPR資料やパンフレット、活動内容、活動実績に関する資料

令和8年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画概要書

団 体 名				審査番号	
代表者職氏名				採択回数	回
団 体 所 在 地				構成員数	-
事 業 名				申請区分	
活 動 場 所					
事 業 の 目 的					
事 業 の 内 容					
活 動 期 間	令和8年 月～令和 年 月				
参加予定者数	令和 年 月 開催予定 人				
補助対象額(円) ※積算内訳は企画書の12積算内訳を参照	費 目	R 7年度	R 8年度	比較増減	備 考
	賃 金				
	報 償 費	-			
	旅 費	-			
	需 用 費	-			
	役 務 費				
	委 託 料				
	使 用 料				
	原 材 料 費				
	備品購入費				
	合 計				
安全対策の内容	保険加入	補償			
	有・無	内容			
特 記 事 項					
森林環境譲与税を 活用しない理由 ※市町村が実施主体の場合のみ記載					

企 画 書

団体名

1 事業名

[活動区分:            ] (募集要領2(1)の活動名を記載。複数活動を組み合わせる場合は主たる活動を記載のこと。)

2 事業目的

3 事業の効果(事業により期待される効果を記入。継続実施の場合は、実施した効果も記入すること。)

4 事業内容

(1) 活動内容

(2) 森林資源を活かす活動に供する森林資源等(「4森林資源を活かす活動」の場合に記入すること。)

ア 品目

イ 数量

ウ 設置(搬入)場所

エ 設置(搬入)する場所の所有者又は管理者

オ 設置(搬入)後の活用方法

(3) 普及啓発等の内容

ア 事業実施の周知方法

イ 「いわての森林づくり県民税」活用事業であることの周知方法

ウ 対象森林の活用方策 [1(1)森林整備活動の場合に記入すること。]

エ 活動実施後の普及啓発方法

5 事業実施場所(位置図を添付のこと。森林整備活動を伴う場合は縮尺5千分の1程度の区域図も添付のこと。)

広域振興局等確認欄	公益林 (                    )
-----------	----------------------------

※森林整備活動を伴う場合、広域振興局等が森林区分を記載すること。

6 事業実施面積(1(1)森林整備活動の場合に記載することとし、実際に整備する面積を記載のこと。)

7 参加者予定数等

(1) 参加予定者数(延べ人数の場合は延べ〇人と記載すること。)

(2) 参加者の確保方法

8 対象森林の状況(森林整備活動を伴う場合に記載し、樹種及び林齢等を記載のこと。また、対象森林の写真を添付すること。)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考

※緩衝帯整備を実施する場合は、対象行為を記載すること。(対象森林の写真は作業行為の必要性が分かる写真を添付すること。)

10 活動を行う際の安全対策の内容(安全教育の内容、ヘルメットなどの保護具の着用、傷害保険加入、事故発生時の対応など具体的に記載すること。また、傷害保険に加入する場合は、補償内容が分かるパンフレット等の写しを添付すること。)

11 事業完了予定年月日

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

(1)収入の部

区 分	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
		補助対象額		補助 対象外	
		10/10以内	1/3以内		
県補助金(予定額)					
その他( )					
合 計					

(2)支出の部

費 目	内 容 (品目・単価・数量等の積算 内訳)	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10以内	1/3以内		
賃 金					(必要理由等)	
報償費					(必要理由等)	
旅 費						
需用費						
役務費						
委託料					(必要理由等)	
使用料及び 賃借料						
原材料費						
備 品 購入費					(法定耐用年 数)	
合 計						

※1 賃金及び報償費は必要理由、指導者所属、職、氏名、従事時間数等を備考欄等に具体的に記入すること。

2 委託料は、必要な理由を備考欄等に具体的に記入すること。併せて見積書等を添付すること。

3 補助対象経費の上限を超えて支出する経費については、超過額を「補助対象外」欄に記入すること。

4 (表-1)「4森林資源を活かす活動」に要する経費は、上記表中の「1/3以内対象額」欄に記入すること。

5 備品購入費は、機材等の法定耐用年数以上にわたる複数年の計画を企画する場合に計上できること。  
見積書又は、単価等が記載されたカタログの写しを本書に添付すること。

団 体 の 概 要

団体名	
所在地等	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
連絡先 (上記と異なる場合)	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
代表者 職・氏名	職 名 氏 名
設立年月日	
設立目的	
構成員数	
活動実績	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款又は会則 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 活動実績資料(パンフレット、団体広報誌、関連資料など)

当団体は、以下の事項に該当する団体ではありません。

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体。
- 2 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党等を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- 3 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体。

団 体 名

代表者職氏名

注)市町村が実施主体の場合、本様式の提出は不要です。

年 月 日

( 実 施 団 体 ) 様

森林所有者氏名

印

同 意 書

貴団体が令和8年度に実施する、県民参加の森林づくり促進事業において、私の所有する下記森林を使用することに同意します。

記

森林の所在地

注) 森林をつくる活動、森林を学び活かす活動のうち、森林内で活動を行う場合に提出すること。

【複数年計画を企画し、経費に備品購入費(法定耐用年数5年)を計上しようとする場合。】

(企画書 5年計画の場合の記載例)

(1~8省略)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考
令和8年度		
4月	事前準備	
5月	受講者募集広告	
6月	第1回研修(安全研修)	
7月	第2回研修(間伐実習)	
9月	第3回研修(機材補修・点検)	
10月	第4回研修(間伐実習)	
11月	第5回研修(間伐実習)	
年度	(以下はそれぞれの年度での実施内容を記載すること。)	
年度		
年度		
年度		

(10~11省略)

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

費目	内容 (品目・単価・数量等の積算 内訳)	金額 (円)	左記の内訳(円)			備考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10 以内	1/3 以内		
賃金	危険箇所伐採作業(〇〇森林組合) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			0.5ha作業
報償費	間伐指導者謝金(〇〇会代表者) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			(理由) 当団体には間伐作業を安全に指導できる実務経験者がいないため (所属・職・氏名) 〇〇地方森林組合 技術指導課長 〇〇氏
備品購入費	チェンソー (@70,000円×3台)	210,000	150,000		60,000	耐用年数3年 見積書添付①
合計		232,000	172,000		60,000	

**令和8年度 県民参加の森林づくり促進事業  
企画募集（1次募集）のお知らせ**

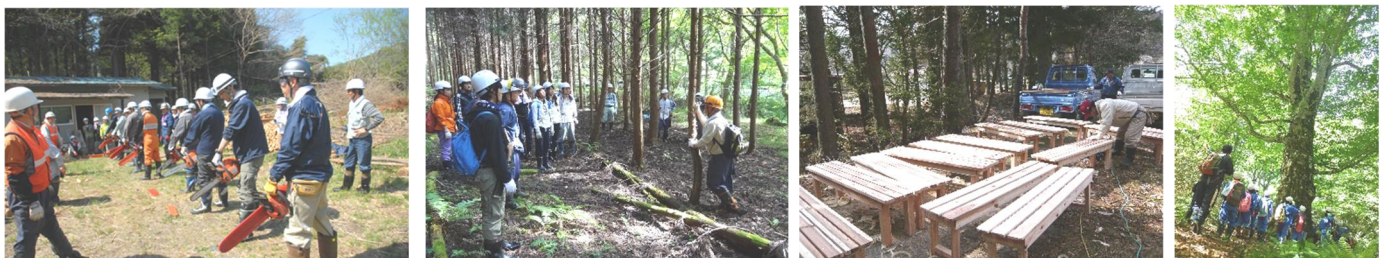
県では、県民の皆さんが主体的に取り組む、森林をつくる活動や森林を学ぶ活動等を支援します。

**1 募集期間**

令和8年2月4日（水）から3月4日（水）まで

**2 募集内容等**

募集内容		応募可能 団体	補助率	補助額
(1) 森林をつくる活動 《森林整備活動》	①未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動を支援	市町村、 各種団体、 NPO 団体、 県内に事務 所のある法人	定額	1団体あたり 100 万円以 内
	②森林所有者への啓発活動を支援			
(2) 森林の手入れを行なう多様な担い手を育成する活動 《人材育成活動》	森林施業等の研修活動を新たに活動する個人や、非営利団体等を対象に実施する活動を支援			
(3) 森林を学び活かす活動 《森林環境学習活動》	県民理解を促進する森林環境学習活動を支援			
(4) 森林資源を活かす活動 《県産材利用促進活動》	森林環境学習等と連動した木材・木材製品等の県産材利用促進活動を支援	市町村、公益 法人等	1/3 以内	



**3 活動期間**

補助金交付決定の日から令和9年3月19日（金）まで

**4 応募方法**

募集要領に定める書類を提出してください。

書類の提出は、応募団体の住所を管轄する広域振興局林務担当部等をお願いします。

**5 その他**

詳しい内容や応募に必要な書類等については、岩手県ホームページをご覧ください。

【募集ホームページ】岩手県ホームページ → 「産業・雇用」 → 「林業」 → 「いわての森林づくり県民税」

**【お問い合わせ先】** 県庁 林業振興課 振興担当（電話 019-629-5776）

各広域振興局 林務担当部、農林振興センター、岩泉林務出張所

令和8年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画応募団体一覧表

資料No.	応募数	団体所在地	事業区分	実績回数	団体名	事業名	事業費(円) (補助対象経費)		参加予定者数(人)
							R7	R8	
1	1	雫石町	森林整備	10	森守の盛	森守の盛森林整備事業2026	118,050	143,050	90
2	2	矢巾町	森林整備	17	間伐ボランティアいわて	いわて森林づくり県民税活用事業	688,228	730,432	200
3	3	奥州市	森林整備	10	生母生産森林組合	ボランティア等による植樹及び下草刈り等の森林整備活動	521,292	544,788	150
4	4	遠野市	森林整備 森林環境学習	13	NPO法人遠野エコネット	森林ボランティア育成事業	1,000,000	1,000,000	650
5	5	宮古市	森林整備	19	森を考える会	楽しい森林・林業体験事業	730,849	430,328	50
6	6	岩泉町	森林整備	5	岩泉まつたけ事業協同組合	岩泉まつたけ山づくり協力隊事業	931,633	1,000,000	60
7	7	久慈市	森林整備	9	くじ☆ラボ	平度高原ガーデニング『日本一の白樺美林』魅力アップ事業	999,404	759,848	500
8	1	矢巾町	森林整備 (緩衝帯整備)	新	矢巾町	森林整備事業	-	260,000	
9	1	盛岡市	人材育成	18	NPO法人 いわて森林再生研究会	森のチェーンソー講座(森林作業の安全技術研修)	1,000,000	1,000,000	500
10	2	紫波町	人材育成 森林環境学習	11	NPO法人 紫波みらい研究所	紫波みらい研究所里山づくりプロジェクト	997,076	991,095	440
11	1	盛岡市	森林環境学習	16	なのりの里 生き生きプロジェクト	なのりの里生き生きプロジェクト事業	531,560	453,104	240
12	2	盛岡市	森林環境学習	15	鹿妻穴壇土地改良区	県民参加の森林づくり促進事業	700,000	610,000	2,440
13	3	盛岡市	森林環境学習	5	ノースジャパン素材流通協同組合	青年部会「げんき森林(モリ)モリフェスティバル」	1,000,000	1,000,000	650
14	4	盛岡市	森林環境学習	4	いわて森林インストラクター会	里山公園の活用と整備-小鹿公園自然観察会:小鹿めぐり	675,134	671,374	266
15	5	盛岡市	森林環境学習	2	(公財)盛岡市都南自治振興公社	盛岡市都南つどの森「森林創作実習館」活用推進事業	989,009	889,299	500
16	6	盛岡市	森林環境学習	1	特定非営利活動法人プロ・ハンド岩手	苗木を植えて森をつくろう	269,222	420,717	40
17	7	盛岡市	森林環境学習	新	岩手県木材青壮年協議会	親子木工教室	-	192,489	120
18	8	雫石町	森林環境学習	13	特定非営利活動法人 わらしやんど雫石	令和7年度いわての森とふれあう森林体験学習推進事業	472,600	511,650	85
19	9	花巻市	森林環境学習	新	カーピングクラブ岩手	チェーンソーアート講習会	-	465,400	50
20	10	一関市	森林環境学習	1	興田地区振興会	里山整備事業 令和8年度おきた林業祭	869,610	951,980	1,500
21	11	平泉町	森林環境学習	新	平泉町社会福祉協議会	子育て支援事業	-	358,700	100
22	12	遠野市	森林環境学習	20	遠野市	とおの里山美林推進事業	298,995	391,000	200
23	13	大槌町	森林環境学習	5	特定非営利活動法人 吉里吉里国	森林を取り巻く環境整備と自然に親しむ体験会	1,000,000	1,000,000	222
24	14	宮古市	森林環境学習	3	小沢の里山をつくる会	癒しと親しみの里山体験事業	626,825	627,150	60
25	15	住田町	森林環境学習	2	一般社団法人文化政策・まちづくり学校 (通称:ふるさと創生大学)	「いのち」育む森林のちから—モリアオガエルとともに	363,330	249,330	160
26	16	久慈市	森林環境学習	13	久慈地方木材青壮年協議会	親子で木とのふれあい体験	797,776	864,836	400
27	17	久慈市	森林環境学習	5	久慈市しいたけ生産推進協議会	原木しいたけ産業体験事業	155,950	136,370	2,171
28	18	田野畑村	森林環境学習	新	早稲田大学公認サークル「思惟の森の会」	田野畑村の子どもたちとの自然体験活動および持続的な自然教育の拠点づくり	-	180,556	50
29	19	二戸市	森林環境学習	13	馬淵川上流域森林・林業活性化センター	令和8年度カンオペアフォレストスクール事業	163,900	327,180	265
計							15,900,443	17,160,676	12,159